

第五十五回 参議院商工、農林水産委員会連合審査会會議録第一号

昭和四十二年六月十五日(木曜日)
午前十時二十分開会

委員氏名

商工委員

鹿島 俊雄君
井川 伊平君
近藤英一郎君
柳田桃太郎君
阿部 竹松君
上原 正吉君
重政 庸徳君
津島 文治君
松平 勇雄君
宮崎 正雄君
村上 春蔵君
横井 太郎君
大矢 正君
小柳 勇君
近藤 信一君
竹田 現照君
椿 繁夫君
鈴木 一弘君
矢追 秀彦君
向井 長年君

農林水産委員

委員長 野知 浩之君
理事 任田 新治君
理事 山崎 齊君
理事 川村 清一君
理事 中村 波男君
理事 宮崎 正義君
理事 青田源太郎君
理事 岡村文四郎君
理事 小林 篤一君
理事 櫻井 志郎君

出席者は左のとおり。

商工委員

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

委員

農林水産委員

委員長

理事

さいますが、そのうち農林省の所管の商品取引所の数は、十三でございす。それを上場商品別に見ますと、農産物が五カ所、砂糖が二カ所、それから農産物と砂糖を扱っておりますのが関門でこれが一つ、生糸が二つ、乾繭が二つ、水産物が一つでございす。

それで取引所で扱っております上場商品の内訳でございすが、多少詳細にわたって恐縮でございすが、申し上げますと、穀物関係でも取引所によりまして多少の相違はございす。北海道の穀物商品取引所で申し上げますと、大豆、アズキ、大午亡、バレイシでん粉、それから東京の穀物商品取引所で申し上げますと大豆、アズキ、大午亡、アメリカ大豆、バレイシでん粉、名古屋で申し上げますと東京で扱う商品に加えてカン

引所は東京と同様、大豆、アズキ、大午亡、アメリカ大豆、バレイシでん粉、それから神戸の穀物商品取引所ではいま申し上げました大阪からバレイシでん粉を引いたもの、大豆、アズキ、大午亡、アメリカ大豆でございす。それから関門の商品取引所はアズキ、大午亡、アメリカ大豆、バレイシでん粉、精糖、黒糖、粗糖もございす。それから東京の砂糖取引所では精糖、黒糖、粗糖、ビート糖、大阪の砂糖取引所でもほぼ同様でございす。それから函館の海産物の取引所では、するめの上場をいたしております。横浜、神戸の生糸取引所におきましては生糸、それから豊橋と前橋の乾繭の取引所におきましては、乾繭というのが取扱いの商品の明細でございす。

なお、商品取引所の概況といたしまして、会員数でございすとか、あるいは売買の約定金額について申し上げますと、北海道の穀物商品取引所が二十六年の七月に開所いたしました、会員の数が三十一で、そのうち商品仲買人が二十三、約定金額が昭和四十一年度で申し上げまして五千六百四十四億三千五百万円、以下簡単に売買約定金額だけを申し上げますと、東京の穀物が二兆五千七百八十四億二千万、名古屋の穀物が一兆九百三

十五億四千五百万円、大阪の穀物取引所が一兆九千三百三十九億四千四百万円、神戸の穀物商品取引所が四千四百九十九億七千万円、関門の商品取引所におきまして、農産物と砂糖とを含めまして六千四百九十億一千三百万、東京の砂糖取引所が二千九百九十五億六千万、大阪の砂糖が一兆四千五百五十二億三千五百万円、函館の海産物がすつと下がりまして二十八億九千万円、横浜の生糸が一兆六千二百七十六億七千万円、神戸の生糸が一兆五千四百八十七億七千万円、豊橋の乾繭が二千六百六十七億八千八百万円、前橋の乾繭が四百七十八億五千九百万円、これら十三の取引所の総体の売買約定金額を合計いたしますと、十一兆一千三百七十九億七千万円にのぼるわけでございす。

○川村清一君 時間がごくわずかしらでございまして、ただいま御説明を願いました全品目についてお尋ねすることができませんので、私は二、三の品目について御質問を申し上げますのであります。まず第一に水産物について取り上げたいと思ふわけであります。水産物ではただいまの御説明によりまして、するめだけが取引所に上場されているわけでございす。なぜ、するめだけが海産物の中で取引所に上場されているのか。海産物を取り扱っている商品取引所は函館海産物取引所だけでございすが、ひとつ函館海産物取引所の現況とともに、するめだけを上場している、この理由をひとつ御説明願いたいと思ふわけであります。

○政府委員(大和田啓吉君) 函館海産物取引所の現況を申し上げますと、これは私が先ほど申し上げました全国二十の取引所のうちで一番規模が小さく、会員の数が二十一、そのうち仲買人は十五人程度でございす。取引所の取引はするめだけについて行なわれておりまして、年間の約定金額は、これも先ほど申し上げましたが、二十八億円程度でございす。これは取引は当業者によって行なわれております場合が多く、商いとしてはそれほど活発ではございせんけれども、ここで立てられます相場は、海産物の業者ばかりで

はなく、魚介等の生産者、あるいは、食品の加工業者等の実需者によって広く利用されておる状況でございす。これは、するめは生産量も相当多いばかりではございせん、商品としての性格が、保存もききますし、また、大量取引の対象になるわけでございす。

それで、なぜ、するめだけが上場されていて、ほかの海産物が上場されていないかという御質問でございすが、私も取引所に上場すべき、することが適当であります水産物がございすれば、上場いたすつもりでございすが、水産物の中では次に次いで最も取引所の上場品目として適当ではないかというふうに思われます。コンブについて申し上げますと、これは、実際は上場はされて、形式的には上場はされておりますけれども、実際に取引がないということにございす。が、コンブは、北海道の漁連の手によってほとんど全部といえますが、九割程度の集荷が行なわれていて、北海道の漁連によって共同集荷、あるいは、共同販売ということが行なわれておりますので、実態として、取引所で一定の価格を形成して、それを目当てにして関係者が商売をするということが、あまり必要でないものでございす。さらに、その他の水産物として私も一応考えておりますものは、たとえば魚肥でありますとか、あるいは魚油でありますとか、身欠きニシン等でございます。これらにつきましては、生産量がいずれもそう多くないということ、あるいは、品質が均等を期したい。これは、取引所で商いをいたしたしまためには、品質が一定であることが、最低の条件でございすから、いま申し上げました魚油とか、あるいは魚肥とか、身欠きニシン等につきましては、品質が均等でございせんので、なかなか取引所へ上場する品目になしなう。さらに、これらにつきましては、保存性が十分でないという問題もございす。私も、水産、あるいは北海道の水産業の今後の推移を見まして、取引所へ上場するほうが生産者、あるいは当業者等を含めて、関係者の取引の安定に資するものであ

りますれば、上場品目をふやすことにやぶさかではないつもりでございす。

○川村清一君 どうもいまの局長の御答弁を伺っても、私が、たくさん海産物がある中でするめだけが特に取り上げられて、この商品取引所の扱い品目に入れられて、上場されておるその理由が納得できないわけであります。局長は、そのほかにまだ上場することに基づいた品目があれば上場して差しつかえない、やぶさかでないというような、そういう御答弁や、あるいはまた、ほかの品物は数量が少ないとか、保存にどうも耐えないとか、あるいは品質が均等でないとかといったようなことを理由にあげられておりますが、どうも局長はあまりよく御存じないのではないかと、こう思うわけであります。するめは、もちろん北海道が日本の主産地でございす。したがって、函館の海産物取引所で取り扱っているのだと思ひますけれども、北海道を主産地にして海産物には、するめ以外に、まだまだたくさんあるわけでありす。するめ以上に生産量の多い品物もあるわけでありす。いまお話もございましたが、全北海道の海岸から生産されておるものもありす。いまお話のありましたコンブなんともいふものはそれでありす。さらに身欠きニシンもありません。スキミもございす。スケコのようなものもありす。あるいはまた、その他いろいろなものがあるわけでありすが、その数量にしても、コンブのようなものは、これはするめよりも何倍も多いわけです。

それから、品質が均等でないとおっしゃいますけれども、もちろん、コンブには銘柄もありすし、一等検、二等検、三等検とあるわけでありす。同じようにするめだって全部これは北海道検査によって一等検、二等検、三等検、やはり、検査機関によって検査しておるわけでありす。したがって、そういうするめと同じような条件の品目がまだたくさんあるのに、このするめだけを特に取り所に上場しておるその理由がわからないのであります。で、局長はまだ上場しても差しつか

えない品物があるならば、入れてもかまわないと言いますけれども、そういうことを私は聞いておるのじやなくて、一体、なぜするだけを取り上げて上掲しておるのかというのを聞いておるわけでありまして、申すまでもなく商品取引所の機能というものは、公正な価格を形成する機関でございます。したがって、ここで上場されて形成される価格が公正である。そうすると、ここに、取引所に上場されないで価格が形成されておるところのコンプであるとか魚かすであるとか、身欠きであるとかスキミであるとか、こういうようなものの価格は一体公正でないのかどうか、これは議論になりますが、ということにもなると思うのであります。取引所は公正な価格を形成する、そういう機能を持つ機関であります。したがって、ここで定められるための価格は公正である、こういう機関を通さないで形成されるその他の海産物の価格は一体、公正でないのか、こういう疑問もおのずから生じてくると思うのであります。したがって、これらの御見解はどうでございますか。

○政府委員(大和田啓吉君) 私、先ほど申し上げましたように、取引所に上場いたします品目は、その商品の性格からいって、上場品目として適当であるということと同時に、取引の実態からいって、取引所に乗せる必要がある、あるいは関係業者から要望があるということだろうと思っております。私も別にそれだけに特別の執着を持っているわけでは毛頭ございません。それで、コンプにつきましては先ほど申し上げましたけれども、コンプは私は、性格的にいって取引所に上場して差しつかえない品目だろと思う、商品の性格から申し上げまして。しかし、するめは北海道の生産量の、年によって違いますが、それほど高くない割合の量しか北海道の漁業が取り扱っておりませんで、業者の手による集荷が非常に大きいわけでございます。これに対してコンプは、先ほど申し上げましたが、九割程度は北海道漁連が自分のコントロールの中に置いておるわけ

でございますから、北海道の漁連が当業者と価格の交渉をしてきめるわけでございますから、するめと違つて、コンプは商品の性格として上場して差しつかえないものでございますけれども、取引の必要からいってコンプを上場してはいい、あるいは上場したほうがいいという御意見は実は、あまりないわけでございます。役所の立場で申し上げるれば、あくまで取引所へ上場される品目というものは、別に限定して、これだけでなくてはいかぬというふうには思つておらないわけで、商品としての性格が適当であるとともに、当業者が取引所に上場する希望を持っておるものでない、これは上場品として認める意味もまた必要もないわけでございますから、この辺は私も現在のところ、商品の性格からいって、あるいは私ども現在の実態からいって、コンプは残念ながら上場はされず、あくまでも、上場商品になつていないものはするめであつても、実際、取引の対象になつておりまして、実際、取引の対象になつておらない、取引の実態がそれを必要としないということであらうと思つてます。

○川村清一君 お話を聞いておりますと、コンプはその品物の実態からいって、上場すべき商品ではあると、しかしながら上場してくれという要請がない、するめのほうはそういう要望がある、と、こういうふうな受け取れるのであります。が、その辺がちょっと納得できませんので、さらにお尋ねしますが、するめはイカから生産される、イカから製造する、御存じですね。イカをとるのはこれは漁師です。その原料であるイカをとるのは漁師である、生産者は漁師であります。この漁師が自家加工をしてするめをつくる、そういう地域もあるわけでありまして、特にイカに一番依存しておる函館を中心とする道南、渡島、松山の地方は、これは漁師の家族のいわゆる自家加工によつてこのするめを製造するわけです。そうしてそのするめが集荷を通じて、やはり北海道漁業協同組合連合会である漁連にこれが集荷されるわけでありまして、大抵北海道の生産されるするめの六

〇%はこの漁連に集荷されるわけでありまして。それからもう一つは、場所によつては漁師がイカをとつてきて、その漁師の自家加工によつてするめの生産できない地帯があります。それはたとえ太平洋地域の釧路、根室あるいは日高のあたりは、夏イカのとくには非常に霧がかかるわけでありまして、したがつて乾燥がよくできない、夏イカはするめにならない、こういう問題が一つあります。それから労働力の問題があります。コストがかかる、こういったようなことで、夏イカ等はこれはもうなまを送りをするか、冷蔵庫に入れてしまふ、それを買い込むのは、これは加工業者です。加工業者がこのイカを買つて、加工業者がするめをつくるわけでありまして、そうするとするめを取り扱つておるもの、するめを製造したものは一つには漁連があり、一つには加工業者ですね。これは加工業者の連合会があります。加工業者というのは漁連は生産者の代表となり、商社は必ずしもその消費者の代表ではございませんけれども、需要者の代表です。これと話し合ひをして、そして売買取引の中において価格が形成されていくわけでありまして、それからこの加工業者の製造したするめの価格というものは、その加工業者と商社との間で売買取引をして価格が形成されていくのであります。これで別段不都合は感じておらないのであります。ところが局長のお話を聞いておるといふと、その取引所に上場して価格を形成してくれという強い要請がある、そこで取り上げておるんだというふうなお話なんです。ところが、一体取引所にその品物を上場してくれという要請は生産者からきておるか、加工業者からきておるか、商人からきておるか、どういふほうからそういう要請があるのか。

それからコンプの話が出ましたから、コンプについて申し上げますが、コンプは局長が申されましたように、これは北海道沿岸全部コンプをつくります。これはまあ生産者、漁師がコンプをつくります。これは完全に漁連に一元集荷されます。そして、一元集荷した漁連は、生産者の代表となりまして、そうして商社と話し合ひをいたしまして、そうして価格を形成していく。これは全然取引所に上場しておらないわけでありまして、それで別段不都合を感じておらないわけでありまして、ですからコンプのほうについては、何も取引所に上場してくれという要求はないと思つておるわけでありまして、一体このスルメを上場してくれという要求は、どの方面からあるのですか。それをひとつ聞かしていただきます。

○政府委員(大和田啓吉君) するめは現実に上場されておまして、また相当商いがあつてございまして、このするめの上場を現在やめてくれというふうな話は、私も実は聞いてないわけでございます。当初、上場の希望は、もちろん現物を扱う当業者の人たちがあつたことには、私も聞いております。したがつて、当業者ばかりではなしに、生産者のほうもするめの上場について、大きな反対があるいは不満の念を持たれたというふうには伺つておりません。現在もコンプでお話いたしましたように、ほぼ全量が漁連等の手によつてコントロールされるような事態になりますと、これはするめの取引所における商いというものは、おそらく経済的にも無意味になるのでございましょうから、漁連の力がかりに伸びて、過半と申しますよりもむしろほぼ全量を押えて、漁連の手によつて共同集荷、共同販売という形に行なわれますれば、それをするめもまたコンプと同じようなふうになるのではないかと、どういふふうに思つておるのか、これは、当然要望というものは当業者でございますけれども、それをめぐつて生産者のほうから、取引所へ上場されておるために非常にわれわれとしては困るという話は、伺つておらないわけでございます。

○川村清一君 どうもまだ納得できないわけですが、まあこれはコンプが一つの例なんです、コンプだけではないのです。海産物は魚かすもあるわけです、身欠きもあるわけです、スキミもあるわけ

○政府委員(大和田啓吉) 私が申し上げましたのは、必ずしも一般的な議論ではございませんで、その当時のアズキ市場の大勢から申し上げて、私の申し上げましたように、株式市場の鎮静でございまして、あるいは仲買、外務員が猛烈に活動を始めた年にもほぼ当たっておりますし、また相場が相当変動して実際に上がった者もいて、それに引きずられて商品市場に入ってきたという者も多い。そういういろいろな事情が重なり合って、いま御指摘になりましたようなそういう事態が出てきたというふうに考えております。

○川村清一君 それではこういうことですか。一時非常に株式ブームがあったわけですね。ネコもしゃくしみんな株々といって株に飛びついて株をやった、いわゆる大衆投資が株に向けられた時代があります。株がもうだめになった、株が衰微した。そこで株にいつておつたその大衆投資というものが、これがそのままの形でそっくりいわゆる赤いダイヤということでアズキに飛びついてきた、こういうことと、もう一つは仲買人、外務員がいま言われたようなうまいことを言つてそうして勧誘をした、そういうことによつてこういう傾向になったんだ、こういう意味でございいますか。

○政府委員(大和田啓吉) 私どもも不当な投機が取引所で行なわれることは避くべきであるといふたてまえから、この改正法案で相当きびしく取引の規制をいたすつもりでおるわけでございましてけれども、実際の問題といたしまして、投機に使われる金が株式市場から相当商品市場に移った、あるいはこれはただ商品市場ばかりではございませんで、人によつては競馬、競輪等々いく場合もあるわけでございますから、直に株式市場が衰微すればそのまま商品市場が栄えるということでもございませぬが、私はこのころの商品市場、特にアズキの取引が異常にふえまして背景には、私の申し上げたような事情があったというふうに考えております。

○川村清一君 通産大臣にお尋ねしますが、商品取引所というものは、この取引所に明示されておりますように、その機能というものは公正な価格を形成するためにそういう仕事、任務を果したために存在しておるものである、こういうふうに解釈してよろしいのですか。

○国務大臣(曾野和太郎君) おっしゃるとおりであります。

○川村清一君 これはまことに素朴なものの考え方、経済学の全く一年生であるかもしれないけれども、価格というものは、原則的には需要と供給の関係で形成されるものである、これが原則である、かように私は考えておるわけでありまして、したがつて、アズキの価格というものは、アズキをつくつた生産農民とこれを必要とする需要者の間で売買取引されるその過程で価格が形成されるのが最もよいものだ、またそれが原則であるうと私はそう考えておるのであります。しかしながら、一カ所においてアズキが生産されるものでもございませぬし、日本の相当広い地域の中でアズキというものが生産されますし、それをほしい業者も相当広い地域の中に存在しておるわけですから、そしてまた、アズキそのものの作物の性質といたしまして、天候の関係で豊凶の波が非常に激しい。それに価格の変動もきわめて大きい。したがつて、多数の利用者をその価格形成の間に参加させることによつて、より公正な価格を形成させるというこの必要も、私は理解ができないことでもないわけでありまして、また先物取引をするものでございまして、その中においてヘッジすることによつて、危険を少なくしていく、こういうこととの必要も私は理解できないこともないわけでありまして、しかしながら、それが理解できるとして、この商品の取引に何らの関係もないただ単に投機のみが目的なそういう大衆をかり立てることは、一休健全な行き方なのかどうか。いわゆる商品取引所というものの本来の趣旨からいって、これは正しいのかどうか。いま申し上げましたように生産量の百十四倍の出来高、これは何も品物の

ほしいものが買つてゐるものでも何でもないわけですから、品物に全然関係のないただ売つた買つたのそういう投機市場で、そのことによつてさやをもうけようというそういう取引、これは一体取引所の本来の趣旨に合っているのかどうか、はなはだこれは疑問なものでございまして、これは通産大臣の明確な御見解を私はこの際聞いておきたい。

○国務大臣(曾野和太郎君) お話しのとおり、そういうケースは、決して取引所の設立の本来の趣旨に沿つておるものではないと思つておるわけでありまして、そこに投機性が私にはあつたと思つておるわけでありまして、問題は多少取引所の取引には投機性を含んでおりますが、それが少し過度になる場合には、これは取引所法でいろいろ証拠金を増徴するとか、あるいは取引所を停止するとか、これを抑制しておりますが、過度にならぬ程度においては、投機性というものはやむを得ないと、私も私も考えております。

○川村清一君 これは資本主義の経済機構の中でやることですから、私どもが反対だとかかりにぶち上げたところでこれはやめられないんですが、その点は認めるを得ないでしよう。ですが、そういう行き過ぎたばかげたことは、これは行政的に規制していただかなければ、私は非常に困るんです。そのことがいゆる生産農民に大きな影響を与えておると私は考える。

こういう立場からこれから農林省にお伺いいたしますが、この品目の中ではアズキが一番こういうことが顕著なんです、そこでアズキはその作付面積におきましても収穫高にいたしまして、北海道は他の府県に比べて圧倒的に多いわけでありまして、すなわち北海道はアズキの主産地であります。北海道でもその中の十勝地方という一つの地方が、北海道の中におけるまた主産地でございます。ところが御承知のように、一方北海道は四年間に三年冷害を受けておるといふような地域でございます。冷害から解放される農民を確立するということが、北海道農政の最大のこれが柱でなければならぬわけでありまして、ところが、豆

類は冷害にきわめて弱い作物であることは、御承知のとおりでございます。こういう北海道では、冷害に弱い作物はできるだけやめるような方向に指導していかねばならない、こういう方向に思考しておるわけでありまして、一体農林省といひましては、このアズキというものを、北海道における奨励作物として考えられておるのか、それともあまり好ましくない作物と考えられておるのか、この点はどのうなですか。園芸局長いらっしゃいますね、ひとつ御答弁願います。

○政府委員(八塚陽介君) ただいまお話にありましたとおり、アズキ、特に菜豆のほうはもとと北海道のウエートが大きいのであります、単に作付面積の比率以上に商品化という点から申し上げますと、北海道のウエートはきわめて国内産のアズキに占める地位は大きい、むしろ大部分であるといつていいわけでございます。かつ一方、アズキそのものの需要は、やはりかなり年々着実にふえておりまして、昨今はお話にありましたとおり、三年の冷害で、かなりの程度国外から輸入をしてその需要を満たしておるという状況でございますから、アズキそのものは、やはり日本においてはまだまだ需要のある作物である。ただ、価格その他の関係もございまして、ただ、たとえばはりお話がございまして、十勝地方においては、約五〇%程度の作物比率になっております。そうしまして、もちろんそういう比率になりました理由といたしましては、やはりあの地帯におけるある意味で適作物である。比較的経営面積が広く、かつアズキのほうは一方向のかからぬ作物であるといふようなことで、また土壌その他の関係からいいますと、それなりの理由はあるわけでございますが、やはり冷害に弱い作物であるという点からいいますと、パレイシであるとかあるいはビートであるとか、あるいはその他の、同じアズキの中でもむしろ菜豆のほうがやや冷害に強いといふような観点からいいますと、現在のような豆類について五〇%程度の比率になっておるの、私どもとしては好ましくないといふふうに考えて

おりますし、北海道庁においても、もちろんそういう線で考えておられるわけでございます。したがって、奨励するのかもしれないのかという点から言えば、国全体としては、外国産品との価格の問題がございまして、まだほしい。しかし、北海道のあつた地帯において作付をいまだ五割にしておくといい意味から言いますと、もっとふやせと言ふべき筋合いの作物ではないというふうに考えております。

○川村清一君 いただいた資料を見ますと、これは昭和二十七年から昭和四十一年までなんです。この資料のうち、北海道の冷害というのは、私の記憶では昭和二十八年が冷害、二十九年が冷害、昭和三十一年が冷害、昭和三十三年が冷害、昭和四十一年は未曾有の大冷害、こういうことになっております。したがって、昭和二十八年には収穫高は減つておりました。二十九年も減つておりました。こういう年は——三十一年は作付面積も若干減るわけでありまして、三十一年にはまた大冷害でもって、収穫高が前年の半分以下に減りました。そうしたところが、三十二年には作付面積はうんと減つたわけでありまして、ところが三十二年、三十四年と、これはもう人間の弱さで、のど元過ぎれば熱さを忘れるで、また三十五、三十六、三十七あたりから大体、さつき言つたあれに、三十七年あたりからまたあおられて、ずっと多くなつておる。三十九年は冷害でもって今度は収穫高は前年の三十八年の半分以下にぐつと減つておる。そうしたら四十年は作付面積がこれもまたぐつと減りました。そして四十一年の大冷害でもって、収穫高が今度は大減収になりましたので、おそらく四十二年、これはまた作付面積が減つておる。四十二年の資料がございませぬから、これは的確に申し上げられませんが、この数字によつて判断しますと、農民の方もそれは危険作物である、なるべくこれはやめたほうがいいというように、これはやはり反省して考えておられるのではないかと、私はそう考へておる。特殊な人は別として、一般にはそう

考へられておるのではないかと。そうしてまた、北海道庁あたりの行政指導も、そういう方向に指導されておると私は考へておるわけでありまして。ところが、なかなかそういうところに問題があるわけでありまして。ただいまのお話もありまして、需要があることも確かでありまして。ですから全然やめろということではできないわけでありまして。しかしながら、北海道の農業の確立はやはりこの適地適作主義によつて寒地農業の確立でなければならぬと思つておるわけでありまして。米をつくつて危険な地域はなるべく米づくりはやめろとか、畑作においてもなるべく危険度の高い作物の耕作はやめろ、そうしてやはり酪農、ビート、パレイシをつくつていく、こういったような方向に農業経営を指向していかなければならぬと思つておるわけでありまして。このことは、農民自身も理屈としては知つておると思つておるわけでありまして。しかし実際にはこれはできない。なぜ一体できないのかというと、農林大臣よくひとつこの点を聞きましておいていただきたいと思つておるわけでありまして、あるたんぼで冷害のために米が一つもとれない。こういうことは絶対ありませぬけれども、これはたとえはビートやそれからパレイシは平年作であつた。こつちは収穫皆無、こつちは平年作であつた。ところがこつちのほうには、お米のほうには農業共済がある、農業共済で救済される。そこでお金をもらつて、こつちのビート、パレイシの平年作で入つてくる収入と、農業共済から入つてくるそのお金の収入と、これがほとんどだということです。大体同じだということです。こういう私どもには理解のできないような農政が行なわれておるところに、危険であるというわけでも、これは米をやめるわけにもいかぬと思つておるわけでありまして、それから豆はあふないと思つておる、もしも凶作で三分作になれば、価格が前年度の四千円が一万円には上る、倍以上になるといふようなことで、むしろ凶作を予想しながら豆をつくる、こういうようなことも実際に行なわれておる。であり

ますから、酪農はやつても、それは牛乳の価格の問題やビートやパレイシの価格、あるいは農作物の共済、こういうものが非常に不徹底、あるいは全然考へられておらない。こういうところに北海道の農業、いわゆる寒地農業を確立しようとして幾らこの行政指導をしても、農民自身も理屈としてはわかつておつても、実際にできないところがあると思つておる。こういうのが北海道の農業の実態であると思つておる。一体こういう点につきまして、農林大臣どうお考えになりますか。農林大臣の御見解をひとつお尋ねしたい。アズキの問題と関連して。

○国務大臣(倉石忠雄君) 北海道は、いまお示しのように冷害をしばしば受けております。まあいろいろなる学者たちが申しますには、やはり冷害といふものがたまに來るといふよりも、恒常的に來るといふ考え方のもとに、それに対応できる耐冷作物をつくつていかなければいけない。したがつて、川村さん御承知のように、稲作等におきましても、それに対する種子の改良について、農林省も非常に努力をいたしておることは、御存じのとおりでございますが、ただいま園芸局長からも申し上げましたように、私どもは道庁を通じて、耐冷作物になるべく置きかえてまいらうといふことで、指導をいたしておるわけでありまして、が、やはり北海道のような地域については、今後ともそういう耐冷作物の確保といふことに力を入れてまいらう、こういう考え方でおります。

○川村清一君 結局アズキというものが取引所においていわゆる投機熱にあおられておることが、この耕作農民もアズキから脱却できない状態である、これが一点。もう一つ、私といたしましては非常に憂慮にたえないのは、耕作しておる農民自身が、この投機に手を出してゐる。アズキをつくるだけではない、アズキの生産者であつてそうしてこれは投資家である。投機をやつておる、こういう問題。それから一つ、アズキをつくつておる農家にも、もちろん零細な農家があるわけでありまして。ところが、この辺がどういふことなのか、私には農協の仕事をしておらないのでよくわからないのでありますが、わりとビートをやつたり、酪農をやつておる農家で金持ちの農家といふものは、あまりないですね。ところが豆をやつておる農家には金持ちがいます。こういう危険な作物をつくつておる、豆をやつておる農家は、農協あたりに相当な貯金をしておる農家があるわけですね。そうしてこの力のある農家が豆を買い集めるわけですね。自分が売るだけではない、そういう零細な力のない農家から豆を買ふんですよ。そういうこともあるといふことを、私は聞いておるのです。(たまにはある)と呼ぶ者あり)ここに専門家がおりますが、たまにはあると言ふんです。こういうことがあるといふことは、私は非常に憂慮にたえないところ思つておる。こういうような傾向が出るということは、たいへんなことだと思つておるわけですが、こういう事実がもしあるとすれば、農政の責任者としての農林大臣として、一体どういふお考えを持つておられますか。御見解を承りたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 私は出身は長野県でございます。私どものほうでも、つまり、養蚕や製糸をいたします者の中には、いまお話しのように、農業として養蚕、製糸に關係するだけでなくて、現物を持って取引所に出品する場合は、非常に力強いわけでございますが、単に証拠金だけで、いまおっしゃつておられるような投機をやつておる場合には、がたが来たときに参つてしまふわけでありまして。力を持って現物をかかえておれば、そのときに参らないで済むわけでございます。したがつて、私はそういうようなことがいふの社会にある程度行なわれるといふことは、どうも現実のことでございます。やむを得ないことではないかと思つておる。そこで今般の取引所改正案のような制度の考へが出てまいらうわけでありまして。私はやはりいまの社会で、先ほど経済局長も申し上げましたように、ひとところの株式ブームが、現在、こういう商品取引のほうに向かつてまいらう。しかも、取引所の話を聞きますといふ

と、家庭の主婦たちがわずかな金をもって出勤しておられるのは、ちょうど株式投資ブーム時代をほうふつさせるものがあるようであります。そういうものに目をつけて、とかく多くの善良な人々に迷惑をかけるような仲買屋が出てまいりますので、これをひとつそういうことのないようにやってみようというものが、今般の法改正のねらいでありまして、米穀は昔はあつてもいまはなくなりまして、私はやはり農作物等について過度の投機が行なわれるというところは、さような意味において弊害がございまして、やはり先ほど通産大臣のお話にもございましたが、証拠金を上げるとか、いろいろな規制をいたしまして、正常な取引が行なわれるようにとめてまいらなければならぬ。なかならず私も農林省といたしましては、農作物を目当ての過度の取引が行なわれないように警戒をしまつてもうであります。

○川村清一君 それでは、最後に通産大臣にお尋ねいたしますが、本法の改正案は、あくまでも委託者保護と仲買人の経営を改善し、取引を健全化するのねらいである。こう言っておりまして、このお客さんと接する第一線は、仲買人の外務員だ、その外務員の給料は固定給が少なく、ほとんどが歩合制である。こう聞いておるのであります。もしそうであるとするならば、どうしても注文を多く取るうとするのは当然でありまして、ですから、ぜひもうかるから買いたい、ぜひもうかるから私にまかせてください、こういう甘いことばで誘う結果になるだろうと思うわけでありまして、これが最大の紛議を起す種をつくるものであると、こう私は考えておるのであります。そこで、仲買店における外務員の給与体系の合理化につきまして、適切な指導をなさる御用意があるのか、何か方策があるならば、それをひとつお聞かせいただきたい、こう考えます。

○国務大臣(菅野和太郎君) お話のとおり、勧誘員がいるいろいろなことを言うて無知の大衆を勧誘しておることは、事実であります。それは給与関係にも原因しておると思いますが、そこで今

度の法律改正によりまして、結局取引所というものの權威を高めるといふことが目的で、それは要するに仲買人取引の資格を厳重にして、免許制にするとか、あるいはそういう外務員に対するこれをいろいろ取り締まるといふふうなことによつて、人々が安心して取引引きのできることのようにすることが眼目でありまして、そこでいまお話しのとおり勧誘員などの給与の制度によつて、そこにいろいろ不正な取引が行なわれるというふうなことがあるという危険も考えられますので、今後取引員、仲買人に対してそういうような勧誘員に対するそういう給与制度というものについて、これはひとつわれわれのほうでもよく行政指導して、そうしてそういう不正行為の起ころぬように、できるだけ強く行政指導いたしたい、こう考えております。

○川村清一君 まだいろいろお聞きしたいこともありますけれども、私に与えられた時間が終わりましたので、これで質問を終わります。

○委員長(鹿島俊雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(鹿島俊雄君) 速記を始めて。

○北條清八君 私は時間も四十分でございますから、散発的にこの問題につきましてしばつて伺いたいと思つておりますが、まず取引所の構成員につきまして伺いたいと思つておりますが、取引所の会員の中には全然取引をしていない、売買をしていないものがございます。仲買人とただの会員の割合がどのくらいになつておるものですか、まずその点から伺いたい。

○政府委員(熊谷典文君) 会員と仲買人との比率の御質問だと思つておりますが、仲買人というのは会員資格を——会員であるものが特別の今回の改正によりましては許可を受けて仲買人になる、こういうことになつております。現状は会員のうち三分の二が仲買人、こういう実情でございます。

○北條清八君 売買の業務をしていない会員がいるわけですね。何かこれは定員がありまして、そ

の定員の中でそういうあるいは味の素とかあいうような会社が会員になつておつて中へ入り込んでおります、そういう定員がきまつておつて、そうしてそういうものと仲買人との割合がどういふふうになつておるのですか。私しろうとでわかりませんが、そういうことを聞きましたので伺いたい。

○政府委員(熊谷典文君) 御質問の趣旨は、取引をしていないという御趣旨の意味は、現物取引をしていない業者、こういう意味だと思つて、現在の会員のうちには、いわゆる委託を受けまして、それで現物取引でなしに先物の売買取引をやつておる人が会員になつております。これがいわゆる専業仲買人という部類でございます。現在の会員のうちにはおりますが、もちろんこれは委託を受けて現物取引はいたしておるわけですが、取引所における売買取引はいたしておるわけでございます。全然そういうものをしないという会員は現在のところありません。そういうふうになつております。それから先ほど申し上げましたように、会員と仲買人の比率は、会員のうち三分の二が仲買人の資格を持つておる、こういうこととでございます。

○北條清八君 そうしますと、売買を全然しないものが会員になつておるということはないのですか。

○政府委員(熊谷典文君) 現物取引はいたしません、取引所の取引、いわゆる先物取引、こういうものはすべての人がやつております。そういうことを全然やらないというものはございませぬ。そういうものは会員から脱落していき、やめていく、こういう形になつております。

○北條清八君 それならよろしいのですが、ただそういう売買取引しないものが相当たくさんおるというところは、どういふふうな意味かわかりませんが、そういうものは無用の存在だから、ほんとうに役割りを果たす会員と置きかえていくほうがいいのではないかと思つたので伺つたわけですが、それはそれじゃその程度にしておきます。

次に、取引所の公正な維持についての問題を伺いたいと思つておりますが、取引所の維持資金、これはどういふ資金によつて維持されておるか、その点を伺いたいと思つております。

○政府委員(熊谷典文君) 会員は御承知のように、定額あるいは定率の会費を納めなくてはならない仕組みになつております。それと取引所のいろいろな面の利子収入、そういうものと、主としていまの定率、定額の会費収入でございます。そういうもので取引所の経費をまかなつております。

○北條清八君 会費に定額の会費とそれから定率の会費とあるというのを聞きまして、そのことを伺つたのですが、その使い方がよつて、その率によつてたくさん使うものはよけい会費を出す、使わないものはつけないという定率の会費と、それから定額の二通りあるのでしょうか、その点、どのくらいの割合ですか。

○政府委員(熊谷典文君) 現在取引所の経費を——〇といたしますと、定率収入によりましてそのうちの八をまかなつております。定額収入によりまして残りの一割それからさらに利子収入によつて残りの一割、こういうことになつております。

○北條清八君 この八割が定率会費で、定額会費は二割というわけですか。

○政府委員(熊谷典文君) 定額は一割でございます。

○北條清八君 ほとんどの大部分が定率会費によつてまかなわれておるということになるわけですが、そこで伺いたいのは、この定率会費が圧倒的に多いということは、これで公正な維持管理ができると思つておられるかどうか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(熊谷典文君) 取引所の経営が定率の会費に依存するという形は、これは過当な勧誘を誘発したり、いろいろな面で問題があるうかと思つております。それと同時に、取引所の経営といたしましてもやはり不安定でございます。そういう意味合いにおきまして、現在はそうなつておりますが、私どもとしてはこの定額収入、そういうもの

をふやす方向で今後指導してまいりたい、かように考えております。

○北條簡八君 その点で、私はその定率によりますと、ある特定のものがほとんど独占的に使うといひますか、そういう弊害がありまして、そう

なっているものと、何といひますか、その店の人があるためによい使ひとは考えられない場合があるもので、この例といひまして、前橋である事件が起こったことがあります。それは一業者が取引量の全体の八割くらいを占めておりまして、

そうして非常に独占的に商売をしていっている。それは、先ほども言いましたとおり、非常によくて、信用度が高くてその店が繁盛したのではなしに、不当な勧誘をしたり、あるいは過当な競争といひますか、そういう弊害を巻き起こして非

常に混乱をさせて、一般のものが取引所を公正に利用するという道をふさいでしまうという弊害がありますので、そういう点について、政府として今後金費制度の、特に定率金費というものを改めて、定額なら定額一本にしたほうがいいのじやないか、こういうふうに思いますが、その点大臣のお考えいかがですか。

○國務大臣(菅野和太郎君) いまのお話しのとおりそういう弊害も起こり得ると思ひますが、そこで一個人が取引所の取引をじゅうりんするといふ危険も、そこに起こり得ると思ひます。そこで、これからはやはり定額金費をふやすということはいくべきだと思ひますが、お話しのとおりひとつとせいでいいというふうには今後指導してきたい、こういうふうには思ひます。

○北條簡八君 次に、今度、法案がそういう点も非常に心配されて改正になったと思ひますけれども、現行のものにおいても取引所の存在意義といひますか、そういう点につきまして、これも聞いたことではあります、最近神戸の生糸と大阪の織維を扱っておる業者が東京に店を出したというところを聞いて、問題になっておるようでありまして、この点につきましては、監督官庁として認可を与えたわけですが、これは前の法律においても

監督不行き届きというそしりは免れないと思ひます。全然東京には関係のない業者が東京に店を出したということは、どういふふうと思われま

すか。

○政府委員(熊倉典文君) 御承知のように、従来の支店の設置あるいは従たる営業所の設置等は届出制でございまして、今回の改正におきましては、御指摘のような問題もございまして、これを許可制にするわけにございまして、いまだ届け出制でございまして、そういうケースがあったというところは認めざるを得ないと思ひます。今後はそういうことは、必要以外の支店が設置されるということとはなくなる。それで、今後許可制にあ

つて、どういふ運用をしようかということでごさいます、大阪の仲買人が、東京にも仲買人がおるわけにございまして、東京に支店を設けてさらにいま以上の過当競争をする、あるいは委託者の勧誘をやるというふうなことは、これは規制していくべきだ、かように考えておりますので、今後は許可制の運用によりまして、そういう弊害がないようにつとめてまいりたい、かように考えております。

○北條簡八君 それは、いままでは登録制だから責任はないのだと言われまますけれども、しかしまあ、結局認可はするわけなんでありまして、しかもかく監督不十分のそしりは免れないと思ひます。全然東京に關係のない神戸の生糸、大阪の織維を扱っているものが東京に店を出すということ

は、これはもう全く取引所の存在の意義が無視されていることになりまますから、そういう点は十分監督していただきたいと思ひます。

なお、それに關連しまして伺ひたいのは、大阪の取引所とそれから神戸の取引所と、同一経済圏の中に二つ取引所がありまます、これは大阪と神戸は、その当時と現在とは多少事情も違ひま

すけれども、これを許可されたのはいつごろでありますか。またほとんど時期は同じなんですか、伺ひます。

○政府委員(大和田啓君) 大阪の穀物の取引所は、二十七年十月に設立をいたしたわけにござい

ます。神戸の穀物商品取引所も、同じ時期の二十七年十月でございまして、これは、神戸の穀物商品取引所の商いは比較的少なく、経営状態が率直に申し上げましてそうよくございませ

ん、大阪のほうに比べまして、それで、神戸については大阪の穀物商品取引所と合併してどうかという御意見も、実はあるわけにございませ

けれども、神戸は昔から伝統がございまして、古くから雑穀の輸入港で、現物の業者も多く集まっております、現物の取引が現在でも相当活発に行なわれておるわけにござい

ます。

神戸の穀物商品取引所はこれを地盤にしてつくられたものでございまして、現地としては経営は決してよくはございませ

ん、また取引高においても多くはございませんけれども、何とかして伝統のある取引所を守ろうという意見が、会員なり仲買人の間に非常に強いわけにござい

ます。

私も取引所の取引が適正に行なわれまますために、取引所の経営が健全であることが一つの重要な要件でございませ

ん、方向としてはそういうふうな経営が必ずしも健全でない商いが、また活発でない取引所は、他のものと合併することができ

れば、それは望ましいことであらうというふう

に思ひます。方向としてはそういう方向で考えることがよからうと思ひま

すけれども、いま申し上げましたように、神戸にそれなりの伝統がござい

ますので、お役所としていきなり二つを一緒にするといふふうには強く働きかけるわけにまい

りません。取引所は自主的な会員の組織でござい

ますので、しばらく様子を見ようというつもりでおります。方向としては二つを合わせることも一

つのいいことではないだらうかというふう

に思ひます。

○北條簡八君 神戸と大阪で相場が違ふというところとは、何だか複雑にまますな

ってきまますし、将来はこれは一緒にするといふお考えがあるかないか。この点もうちょっとはつきり伺ひたいと思

ひます。

それからもう一つ何か神戸ができたときには、特殊の事情があったように聞いておりますが、そ

ういふ点はないのでしょうか。何か雑豆の輸入かなんかと關係があったように聞いております

か。

○政府委員(大和田啓君) 神戸と大阪の合併の問題は、私が申し上げましたように、方向として私は望ましい方向だと思ひます。将来の問題として、しばらく取引所は——これに役所が別に合併すべきであるとか、合併しなさいと言

うわけにもまいらない組織でございませ

ん、しばらく事情の推移を見きわめたいという考えでござい

ます。

それから神戸と大阪の取引所で値段が違ふとい

うことは、これは実際問題としてほとんどござい

ません。さらに神戸の穀物取引所がございませ

ん、何か特殊な事情があったかというお尋ねでござ

いませ

ん、先ほど申し上げましたように、地元の現物業者が非常に熱心に取引所の設立を希望したという以外、特別な事情はございませ

ん。ただここに設立を認めましたといひま

す、戦前に神戸で穀物穀肥取引所、穀物と肥料の取引所が開設されておりましたといふことも一

つの理由といふことは、つけ加えて申し上げま

す。

○北條簡八君 次に、この取引所の監督の問題について、ちょっと伺ひたいと思ひま

す。これはあちこちいろいろ事故がありますが、神戸の仲買人店で倒産したときに清算したところが、八億もの赤字が出たといふことを聞いておりま

す。監督官庁としましてはこれはそんなに大きな赤字があるまで全然気がつか

なかつたのか。これは報告はとっておることと思ひま

す、その原因といひますか、それについて説明をしていただ

て相当遺憾な点がございましたので、営業停止処分いたしましたことがございます。その後経営の再建について、相当会社としても努力いたしましたのでございますけれども、残念ながら倒産をいたしましたわけでございます。それで、たしか債権者に対する迷惑は六億ないし七億ぐらいであったかと思ひますが、実は役所も相当仲に入りまして迷惑を受けた人々と、東京及び神戸の穀物取引所との間でいろいろ話し合いをいたしまして、相当な金額を東京及び神戸に取引所から見舞金として出すことにいたしましたので、大体落ちつきかけておる状況でございます。

○北條篤八君 この監督につきましては百二十条で立ち入り検査のことになっておりますし、この事件に対してふしぎに思ふのは、検査何回ぐらいやったのですか。全然立ち入り検査というものはしなかったのですか。

○政府委員(大和田啓吉君) 私ども検査いたしました場合は、当然店へ乗り込んで、帳簿その他の書類を検査したわけでございます。その検査の結果、先ほど申し上げましたように取引所法上遺憾な点がございましたので、営業停止処分いたしましたので、その改善につとめさせたわけでございますけれども、ついにいままでの無理が重なって倒産することになった次第でございます。

○北條篤八君 もう検査したときはすでに手おくれだということではあります。この純資産額の報告というものは、これはちよいちいやならなければならぬことになっておりますが、その点は全然しなかったわけですね。

○政府委員(大和田啓吉君) 純資産額に関する報告は、私ども三カ月ごとに仲買人からとっております。ただ報告でございますから、相手が欠損その他を隠そうとすれば、隠す方法もございまして、私も、その報告を詳細に検討いたしますと同時に、いろいろうわさがあるという語弊がありますけれども、経営上多少不安に思ふところの仲買人を抜き打ち的に検査をいたしましたので、その検査結果に基づきまして、違法な行為が

ありますれば、営業停止なりあるいは嚴重な戒告ということをやっておるわけでございまして。

○北條篤八君 いずれにしても非常な監督が不十分だという結論になります。今度は、この法案ができましたら、一その点を注意してやっていただきたいと思います。

次に外務員について、先ほど川村委員からもお話がありました。この外務員というのは、非常にこれは委託者からすれば重大な責任を持つていふものであります。特にこのころは無知な女、こういう一つの流行で主婦などがやはり売買をするというふうな、無知な者相手に折衝する外務員であります。外務員に対する教育というものは、非常に必要だと思ふのです。それで、現在の外務員は、わずか三日か四日講習を受けるという程度のものではあります。この教育をしっかりと受けさせる。そうしてこの外務員の質の向上に力を注ぐ必要が、この際非常に重大だと思ひます。この点に対して、先ほどお話がありましたけれども、何か具体的には外務員に対して、特に力を入れて今後には教育をしていくという所信があるなら伺いたいと思ひます。

○政府委員(熊谷典文君) 外務員問題につきましては、外務員が必要以上に過当な勧誘行為をやるといふことは、はっきり規制する必要があると思ひます。と同時に、片一方では御指摘の外務員の質を向上させたいといふことが、非常に大事な問題だと思ひます。そういう観点から、われわれといたしましては、今回外務員は仲買人が取引所に登録した者でないと外務員になれないという制度がございまして、その資格要件といふか、それを強化してまいりたいと考えております。それで、強化の内容は、できるだけ従来やっております講習会というふうなものを強化いたします。それが一つ、それからもう一つは、そういう知識と同時に、経験というものが私は必要だと思ひます。したがって、そういう外務員に登録されるという外に出るというのになしに、店に入りま

してから一年くらいはやはり研修的に店で働いて、その上で外に出るというふうなことも考えてみたい、かように考えております。なお、先ほど御議論がございましたように、根本的にはやはり外務員の給与の問題があると思ひます。そういう給与をやはり定額制にするというふうなことも、根本的には仲買人協会等と十分連絡をとりながら指導してまいりたい、かように考えております。

○北條篤八君 次に、危険の軽減をはかる意味で、今度はこの法案で受託保証金というものを設けました。そうして委託者のために危険のないようにする。非常にこれはけっこうなことでありまうけれども、その場合取引所に当面五〇%の預託をするということになりました。三年後にはそれを七〇%まで高めていくという法案になっております。この零細な業者にとつては一気に五〇%というのは、かなり苦しいことだと思ひますが、そういう場合には、政府としては何らかの金融措置は考えておられるのかどうか、その点を伺いたい。

○政府委員(熊谷典文君) 証拠委託保証金の分離保管の措置につきましては、ただいま御指摘がございましたように、五〇%を今後の目標として取引所に積み立てる、こういう措置をとったわけですね。御指摘のように、一気に五〇%ということになりますと、中小関係では非常に苦しい。これはできるだけ多いほうが好ましいわけでございまして、そういう問題があるわけでございまして、そういう意味合いにおきまして、五〇%にいくのに三カ年間の猶予期間を置く、こういう形にいたしましたわけでございまして、初年度二〇%それから二年度三〇%、三年度は四〇%、次の年に五〇%、こういう措置を設けたわけでございまして、なおそれだけ分離保管ができるかという問題は、仲買人の資力に御指摘のように関係いたします。そういう問題もございまして、仲買人の資力の向上をはかる措置を講ずることにもいたしております。そういう場合には、やはり金融の問題も出

ようかと思ひます。現在御承知のように仲買人なり会員が中心になりまして、そういう金融措置を仰ぐ代行会社が、全国で十九ばかりできております。われわれといたしましては、その代行会社による金融措置がスムーズにいくなような指導も、援助もしてまいりたい、かように考えております。

○北條篤八君 私お尋ねしようと思つたことは、先ほど川村委員のほうからお話がありました。この生産者農民が、取引所をどのくらい利用しておるかという点ですね。農民といひましても、たとえて言うとなんかアズキをつくっている農民が、取引所を実際使っていると思ひますが、そういう点はおわかりにならないですか。

○政府委員(大和田啓吉君) 私ども実は四十一年にアンケートで、農家のアズキ相場の利用度の調査をいたしたことがございまして、取引所の価格によりましてその年の作付計画を立てる、あるいは売る場合は取引所の値段を見ながら売るという農家を合わせますと、半分をこえる相当の多くの農家が、取引所の相場を利用しているといふふうに承知いたしましたわけでございまして。

○北條篤八君 これは先ほどいろいろお話がありました。私が、私もこのアズキをつくっている農民にとりまして、投機的に流れて、そうして投機心を起こさせるといふようなことは、非常に好ましくないと思ひます。できるだけこの相場の値幅は縮めて、投機をできるだけ押えて、安定した生産の維持に配慮を配っていかねばいけないと思ひます。先ほど大臣からも大体の御意向を伺いましたので、これ以上伺いませんが、どうかそういう点には、一そう心を配っていただきたいと思います。現在生糸や砂糖は、価格の安定帯というものが設けられておまして、その範囲内で価格が安定するように措置されておりますけれども、糸の場合のごときは、安定帯をこえて高くなっております。取引所の価格と、何というかなんか離れておるわけであります。そういう点におきまして、価格の競合という面で、ずれがだん

だん起こつてくるのじゃないか。ですから将来、いろいろな物価の安定帯というものが設けられてきますと、取引所というものの意義がだんだん薄くなつてくるというふうになるわけでありまして、そういう点についてどう考えられておるか、所見をお伺いしたい。

○政府委員(大和田啓吉君) 農産物におきまして、国がいろいろな形で価格支持あるいは所得補償をやっておりますものが増大してまいりまして、大体、農家の生産額で三分の二程度のものは、何らかの形で国が直接に介入し、あるいは間接に価格支持をし、また所得の補償をするということでございます。で、一般的に申し上げますれば、私は国の介入の程度がだんだんきつくなるに従つて、商品取引所のその商品に対する機能は低下するといひますか、その意味が失われていくだろうと思ひます。ただ、その過程でといひますか、米のように直接国が統制しているものは別といたしまして、先ほども問題になりましたが、生糸、砂糖、大豆等々、国がいろいろな形で価格なりあるいは農家の所得なりに介入いたしておりましますもののある価格の幅の中で物が動くという場合に、適正な価格を市場において現出するためにその取引所が活用されるという意味は、私はあるといふふうと思ひます。現に、そういうことで生糸その他が動かされておるわけでございますが、ただ一般的な御議論として、国の介入の程度が増すに従つて取引所の意味がなくなるということとは、私はそうであらうといふふうに考えております。

○北條簡八君 いまのお話のように、将来、価格の安定ということがますます叫ばれてまいりましようし、特に自由化というものがだんだん進んでいきますと、現在、農産物の九三%が自由化され、残りの七%というものは自由化されていないわけでありまして、そういうようなものも、将来の自由化を考えると、ますます取引所の存在の意義が薄くなつてくるような気もするわけでございます。いま自由化されないものは、たやすくこれは自由化されたいへんで、米、麦その他のもの

でありまして、この価格安定のいろいろな措置が、この取引所の存在をだんだん薄めていくといふふうなことはやむを得ないかと思ひますが、その取引所の将来の価格の安定を維持するといふ点で、なお一そうそのないよう運営をしていただきたいと思ひます。

なお、時間ありませんから略しますけれども、今度、この法案によりまして、商品の取引員とそれから商品の仲買人との二つがござるわけでありまして、三年間以内には全部取引員になりますけれども、その間両方がござるわけでありまして、その点非常に混乱するのじゃないかといふふうに思ひます。その点については、どういふふうにかへておられますか。

○政府委員(熊谷典文君) 御指摘のように仲買人あるいは取引員、今後取引員といふことになるわけでありまして、経過措置を設けました関係上、二つが併存していくという形にならうと思ひます。名前の点ではそういうことになるうと思ひます。しかし、これはできるだけ早い機会にこれを統一したほうがいいといふことも、当然考えられてくることとござりますので、現在これは法律的には三年間といふことになっておりますが、できるだけ早い機会に業界でも申請をいたしまして、それで取引員の許可を受けて取引員に統一したいといふ空氣がござります。われわれもいたしまして、も、できるだけ早い機会にそうしたいといふふうにかへておる次第でございます。

○北條簡八君 それは単に名前が変わるだけではないに、今度いろいろ規制を設けられて、取引員になるには財産的基礎、あるいはまたいろいろその他の信用、いろいろその条件がござりますけれども、この取引員になれば信用程度といひますか、これが非常に格段の差がつくわけでありまして、ですから、資力のある者はすぐこの手続をとつて取引員になれると思ふ。さもないのはなれませんが、いままでずっとやつて一緒にきてても、取引員になればいづゆるそこで信用度がついていへんに違ひますから、どんどんお客がついてくる。それで

取引員になれないままでの仲買人は、お客がとられてしまふといふことで、非常にそこで格差がついてくるわけですね。ですから、名前を変えるのは三年後に一どきにみんな一緒に名前を変えたほうがいいんじゃないかといふふうなことも聞きますが、そういう点はどういふふうにかへておられますか。

○政府委員(熊谷典文君) 先ほどことば足らずでござりましたが、今後の規制とかあるいは純資産とかそういうものにござりますは、従来の仲買人の方でございまして取引員でございまして、大体同じ方向でやつていくつもりでございまして、ただ、一般の人はわかりませんので、御指摘のように仲買人といふ名前と取引員といふ名前によつて何か違ふのじゃないか、こういう点が出てまいらうかと思ひます。われわれのほうとしましては、気持ちといたしましては、仲買人の現在の地位をそのまま三年間は認めていくという意味で経過措置をとつたわけでございます。そういうことで混乱が起りますならば、できるだけ早い機会に、仲買人のほうのこれは御意向によるわけでありまして、できるだけ早い機会に許可を受けていただいて取引員にするという措置も、これはできるわけでございます。これは仲買人協会等と十分に相談いたしまして、そういう無用の混乱を起こさないようにできるだけ善処してまいりたい、かように考えております。

○委員長(鹿島俊雄君) 他に御質疑はございませぬか。——御質疑もなければ、本連合審査会は、これにて終了することに御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。よつて連合審査会は終了することに決定いたします。

これにて散会いたします。

午後零時二十分散会